

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。
なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年九月十六日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 **国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**
東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画
当該事項を定める土地の区域
東京都新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
- 二 **縦覧場所** 新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課（新宿区役所本庁舎七階）
- 三 **縦覧期間** 公告の日の翌日から起算して二週間
- 四 **意見書の提出先** 東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番一号
新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課